

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

25年度(1/2)

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
新城市	豊鉄タクシー(株)	西部線	地域内フィーダー	3,189.0	①	新豊線及びJR飯田線への接続	③
	新城市	塩瀬線 (塩瀬～布里～大海駅)	地域内フィーダー	1,128.5	①	新城病院上平井田口線及びJR飯田線への接続	③
	新城市	塩瀬線 (上島田～布里・只持～大海駅)	地域内フィーダー	1,516.0	①	新城病院上平井田口線及びJR飯田線への接続	③
	新城市	つくであしがる線 (月曜ルート) (診療所前～循環～診療所前)	地域内フィーダー	163.0	①②	作手線への接続	③
	新城市	つくであしがる線 (月曜ルート) (高里診療所～循環～診療所前高里)	地域内フィーダー	155.0	①②	作手線への接続	③
	新城市	つくであしがる線 (火曜ルート) (診療所前～循環～診療所前)	地域内フィーダー	181.0	①②	作手線への接続	③
	新城市	つくであしがる線 (火曜ルート) (高里診療所～循環～診療所前高里)	地域内フィーダー	172.0	①②	作手線への接続	③

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。